

共同体の完全性

－トマス・アクィナスにおける共同善への秩序－

佐々木 亘

The Perfection of Community

－On the Order to the Common Good in Thomas Aquinas－

Wataru Sasaki

According to Thomas Aquinas, every part is ordained to the whole, as imperfect to perfect; and one man is a part of a perfect community. But what is the perfect community? This means the state, and as one man is a part of the household, so a household is a part of the state. It can be argued that there are some kinds of order to the common good, and this completeness means the degree of fulfillment of the common good. Additionally, man is a person, and person is the name of individuals who have rational nature and dominion over their own actions. So how will a person be a part of the community? Thomas says that in human affairs this name person is common by a community of ideas, not as genus or species, but as a vague individual thing. On the movement toward the common good, it will be possible that persons have much in common with each other as a part of the community.

Key Words: [the perfect community] [the community as a whole] [the order to the common good] [a part of the community] [a vague individual thing]

(Received September 15, 2006)

序

人間は、所属する共同体に対して、部分が全体に対するように秩序づけられている。しかし、そこにおいて人間の個的な超越性が失われるのではなく、個としての人間は、そのような超越性を有する者として、全体である共同体に秩序づけられている。

ところで、一口に「共同体」と言っても、様々な次元の共同体が想定される。しかるに、トマスは、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられており、一人の人間は、完全な共同体の部分である」と言っている¹⁾。このうち、「不完全なものが完全なものに」という場合、ここでの「完全性」とは、「善に関する完全性」を意味していると思われる。では、「完全な共同体」とは、そもそも何を意味しているのだろうか。

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻生活ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番地1号)

この表現は、「完全な共同体は、いくつかの村からできた国である」という⁽²⁾、アリストテレスの『政治学』の言葉に由来しているように思われる。この個所に関する註解で、トマスは次のように言っている。

第一に、「国(civitas)」が何に基づいて存しているかが示されている。というのは、「村(vicus)」が複数の「家(domus)」から成り立っているように、国は複数の村から成り立っているからである。第二に、国は「完全な共同体」であると言っている。このことを、すべての人間のあらゆる「交わり(communicatio)」が生きるに必要な何かへと秩序づけられる以上、生きるために必要ないかなるものをも十分な仕方人間が持てるように秩序づけられるところのものが、完全な共同体であろうということに基づいて論証している。しかるに、このような共同体が「国」である。(中略)第三に、国は何に秩序づけられるかが示されている。じっさい、原初的には生きるためにつくられたのであり、すなわち、人間が十分に獲得して生きることができるようにである。しかし、「国法(lex civilis)」によって人間の生が徳へと秩序づけられる限りにおいて、人間がただ生きるのではなく、さらに善く生きることへと、国は発展していくのである⁽³⁾。

共同体には、完全性に関する段階が区別される。まず、最も基本的な「家」という共同体があり、その家が複数集まって「村」という共同体が形成され、さらに、複数の村から「国」という共同体が形成される。共同体とは、もともと人間が生きるための必要性から成立している。したがって、人間が生きるために必要なものを十分に供給できるような共同体が、「完全な共同体」ということになる。そして、そのような共同体が「国」に他ならない。さらに、国が目指すものは、そこに所属する人間が、ただ生きることではなくて、善く生きることであり、そのようなより完全な生へと秩序づけられている。

共同体とは、もともと人間が生きるために必要なものへの秩序づけに基づいて成立している。したがって、その場合の「完全性」は、生きるために必要なものへの秩序づけに即して捉えられる。そして、「国」は、「生きるために必要ないかなるものをも十分な仕方人間が持てるように秩序づけられる」という秩序づけに即して、「完全な共同体」と言われる。さらに、かかる秩序づけは、単に生きるだけではなく、「善く生きる」ということにも係わる。このように、国は、「生きるために必要なものへの秩序づけ」という構造的な意味だけではなく、「善く生きる」という倫理的な意味においても、「完全な共同体」なのである。

しかるに、「すべての人間のあらゆる交わりが、生きるに必要な何かへと秩序づけられる」ということは、「生きる」ということを共通の目的とすることから可能になるのではないだろうか。同様に「善く生きる」ことを共通の目的とすることによって、「人間の生が徳へと秩序づけられる」ことができると言えよう。そして、このような秩序づけは、「国法」のような「法」によって成立するわけである。

本稿では、共同善への秩序という観点から、共同体の完全性と部分の意味について論じていきたい。

I. 共同体の普遍性

「一人の人間は、完全な共同体の部分である」という場合の「完全な共同体」とは、「国」を意味していると言えよう。では、「家」，「村」，「国」という共同体の区分において、そこにどのような秩序が見出されるのであろうか。トマスは同じ註解で、次のように言っている。

共同体は何らかの全体であり、あらゆる全体においては、自らのうちに他の全体を含むところの全体がより根源的であるという「秩序 (ordo)」が見出される。(中略)そして同様に、他の共同体を含む共同体が、より根源的である。しかるに、国が他のすべての共同体を含んでいるということは明らかである。じっさい、家も村も国のもとに包含されている。そして、かかる「政治的共同体 (communitas politica)」そのものは最も根源的な共同体である。それゆえ、すべての人間的な善のあいだで集約された最も根源的な善が属している。なぜなら、共同善を意図するからであり、『二コマコス倫理学』の冒頭で言われているように、共同善は一つの善よりも、より善くより神聖なのである⁽⁴⁾。

共同体は、多種多様な秩序づけの総体という意味で、「全体」として位置づけられるように思われる。しかるに、種々異なった全体のあいだで、自らのうちに他の全体を包含するところの「全体」は、より根源的である。したがって、諸々の全体の中には、どのように包含されるかに即して「秩序」が認められ、より多くの全体を自らのうちに含む全体はより根源的なのである。

同様に、全体である共同体のあいだでも、「他の共同体を含む共同体が、より根源的である」という「秩序」が認められる。そして、「村が複数の家から成り立っているように、国は複数の村から成り立っている」ことから、「家も村も国のもとに包含されて」おり、その国の権力や権限が及ぶ範囲に限定するならば、「国が他のすべての共同体を含んでいるということは明らかである」。したがって、国のような「政治的共同体そのものは最も根源的な共同体」ということになる。

さらに、「最も根源的な共同体」ということは、そこに「最も根源的な善が属している」ことを意味している。なぜなら、かかる共同体においては、そこに法による秩序づけが存する限り、なによりも「共同善」が求められるからである。「いかなる類においても、最高度に語られるところのものが、他のものの根源であり、それ自身への秩序づけに即して他のものは語られる」が、「法は共同善への秩序づけに即して最高度に語られる」わけであり⁽⁵⁾、国のような「政治的共同体」においては、共同体の存立のために、「共同善を意図」しなければならない。

ところで、「他の共同体を含む共同体が、より根源的である」ということは、そもそもどのようなことを意味しているのであろうか。他の共同体を自らのうちに包含すればするほど、その共同体うちには包含している共同体の様々な要素がそこに認められることになる。たとえば、「家」の次元では、家族の構成や仕事の内容などから、まさに千差万別であり、それぞれ個別である。もちろん、それでも何らかの普遍性が認められ、そのため、「家」に関する普遍的な見方が可能になる。これに対して、「村」の次元では、それぞれ個別であるとしても、よ

り普遍的であり、さらに「国」の次元では、そこにおいて様々な共同体が包含されているという意味で、最も普遍的であると言えよう。

それゆえ、「他の共同体を含む共同体が、より根源的である」という「秩序」は、「普遍性」に即して理解されることができよう。じっさい、法による秩序づけは、かかる普遍性において可能になると考えられる。すなわち、法が普遍性を有するからこそ、個別的・特殊なことがらに適應しうるのである。そもそも、「共同体とは何か」という問いそのものが、かかる普遍性を前提にしていると言えよう。

Ⅱ. 共同体における秩序

共同体には、他の共同体に包含されるか否かに応じて、そこに「根源性に関する秩序」が見出される。そして、より根源的であればあるほど、より多くの共同体を包含するのであり、その限りにおいてより大きな普遍性に到達している。では、かかる「秩序」とは、具体的にどのような内容を有しているのであろうか。トマスは、「いかなる人間の理性も法を創出し得るものであるか」を論じている『神学大全』二―一部第九〇問題第三項で、次のように言っている。

人間は家の部分であるように、家は国の部分である。しかるに、『政治学』第一巻で言われているように、国は完全な共同体である。それゆえ、一人の人間の善は究極目的なのではなく、共同善へと秩序づけられるように、一つの家の善もまた、完全な共同体である一つの国の善へと秩序づけられる。したがって、ある「家族 (familia)」を統率する者は、何らかの「規定 (praeceptum)」や「規約 (statutum)」をつくることはできるが、しかし、本来、法としての「特質 (ratio)」を有するには至っていない⁽⁶⁾。

「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、全体に対する部分として、その共同体に関係づけられることは明らかである」から⁽⁷⁾、「人間は家の部分である」。また、「家も村も国のもとに包含されている」ので、「家は国の部分である」。しかるに、「いかなる徳の善も、或る人間を自分自身へと秩序づけるとしても、自らを他の何らかの個別的なペルソナ (persona) へと秩序づけるとしても、それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで関連づけられ得る」ことから⁽⁸⁾、「一人の人間の善は究極目的なのではなく、共同善へと秩序づけられる」。すなわち、一人の人間の善は、それ自体が究極目的なのではなく、究極目的への必然的な欲求のもとに、善としての性格を有している。じっさい、「この人間の意志は一つの究極目的において存立している」⁽⁹⁾。さらに、共同体の部分という観点から、「究極目的への秩序づけ」は「共同善への秩序づけ」へと向かわしめられるわけである。

同様にまた、「家は国の部分である」から、「一つの家の善もまた、完全な共同体である一つの国の善へと秩序づけられる」ことになる。したがって、家において家族を統率する者がめざすところの善は、全体である国の善へと秩序づけられなければならない。さらに、法は理性に属する「規則」や「基準」であるが⁽¹⁰⁾、「法は共同善への秩序づけに即して最高度に語られる」以上、共同善への秩序づけに係わる者が法を創出することができると考えられる。それゆえ、

「家族を統率する者は、何らかの規定や規約をつくることはできる」としても、それらは「法としての特質」に達しているわけではない。共同体を統率するところのものが、本来、法の創出に係わると言えよう。

様々な共同体のうちに認められる「根源性に関する秩序」とは、「一つの家の善が、一つの国の善へと秩序づけられる」という、「善に関する秩序」を意味している。ある共同体が他の共同体に包含されるということは、前者の善が後者の善へと秩序づけられ得ることから、可能になると言えよう。「全体としての共同体」が、「多種多様な秩序づけの総体」を意味すると思われるように、「他の共同体を含む共同体が、より根源的である」ということもまた、善に関する多様な秩序づけのもとに成立しているのである。

Ⅲ. 共同体の完全性

完全な共同体とは、「生きるために必要ないかなるものをも十分な仕方人間が持てるように秩序づけられる」ような共同体を意味している。かかる共同体は、自らのうちに他の共同体を包含するところの、「国」である。家の善が村の善へと、村の善が国の善へと秩序づけられることによって、「人間は家の部分であるように、家は国の部分である」ということが現実化され、国が成立すると言えよう。しかるに、国の善だけではなく、家の善も、村の善も、それぞれ「共同善」に他ならない。では、これらの共同善のあいだには、そもそもどのような関係が見出されるのであろうか。

国が「完全な共同体」であるならば、家は「不完全な共同体」として位置づけられる。たとえば、家の部分である家族が生きていくためには、その家族が生きていくために必要なものへの秩序づけがなければならない。そして、その秩序づけは、たとえば誰かがけがをただけで不十分な状況に陥る危険性を伴っているように、不完全なものである。これに対して、国の場合は、そこに属する人々が生きるために必要なものに関して、多種多様な秩序づけが存している。したがって、共同体が完全であるか、不完全であるかという区分は、かかる秩序づけに関する完全性として解することができるであろう。

さらに、かかる「完全性」は、それぞれの共同体の善、すなわち「共同善」に関する完全性として捉えることもできよう。家で求められるのは、家族全員に係わる善である。これは、個々の人間にとっては最も直接的な善であるとも言えよう。個々人は、究極目的への必然的欲求に基づいて、かかる善へと秩序づけられている。それは、家族全員の幸福に他ならない。

しかるに、徳を有する者であるならば、この秩序づけは、自分自身の幸福や家族の幸福にとどまることはない。「いかなる徳の善も、或る人間を自分自身へと秩序づけるとしても、自らを他の何らかの個別的なペルソナへと秩序づけるとしても、それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで関連づけられ得る」ことから、「一人の人間の善は究極目的ではなく、共同善へと秩序づけられる」わけである。同様に、家の善に関しても、「一つの家の善もまた、完全な共同体である一つの国の善へと秩序づけられる」。

したがって、家の善も、村の善も、それぞれ「共同善」ではあるが、それは「不完全な共同善」であり、「最も根源的な共同体である」ところの「国」における共同善へと秩序づけられ

ていると言わなければならない。じっさい、国には、「すべての人間的な善のあいだで集約された最も根源的な善が属している」であり、「共同善は一つの善よりも、より善くより神聖なのである」。

ただし、以上の議論は、基本的にアリストテレスの『政治学』に基づいて展開されているという点は注意しなければならないであろう。今日の我々にとって、もはや国の次元での共同善だけで議論を終えることは許されない。しかし、「共同善への秩序づけ」という観点を維持するならば、国の概念をさらに押し広げていくことは十分可能である。トマス自身、「共同善」を国の次元だけでとどめているわけではない¹¹⁾。我々は、より大きな共同善の実現という大きな課題の前に立たされているのである。

Ⅳ. 主権とペルソナ

個に対して、「共同体」はある「全体」であり、また、ある種の「完全性」であると考えられる。したがって、かかる共同体の中で、個がどのように位置づけられるかが、大きな問題である。それは、個としての超越性を共同体の中でいかにして保持し、発展させていくかという問題である。逆に、この問題は、共同体をどう位置づけていくかという点に通じるであろう。なぜなら、「共同体」が何らかの仕方で「存在」しているとしても、その「存在性」は、個である人間の「存在性」とは次元が異なっているからである。厳密な意味で、存在しているのはあくまで「個」に他ならない。

さて、これまで、“communitas”に関しては、「共同体」を意味する場合の用例のみを扱ってきたが、“communitas”が「共通性」を意味する用例も少なくない。興味深いことに、「ペルソナ」との関連で用いられている用例が双方の場合に散見され、これらは“communitas”の理解にとって重要であると言えよう。じっさい、ペルソナは“communitas”の対極に位置しているように思われる。

そもそも、「ペルソナ」とは、何を意味するのであろうか。トマスは、『神学大全』第一部第二九問題第一項で、「理性的本性を有する個別実体 (rationalis naturae individua substantia)」という「ペルソナの定義」について論じており、その主文で次のように言っている。

自らのほたらきの「主権 (dominium)」を持ち、他のもののように単に動かされるだけではなく、「自体的な仕方 (per se)」はたらくところの、「理性的実体」においては、「個別的 (particularis)」、「個的 (individuus)」なものが、何らかの「より特別」、「より完全」な仕方で見出される。じっさい、諸行為は「単一者」(singularia)のうちに存する。それゆえ、他の諸実体の中で、理性的本性を持った単一者は、何らかの特別な「名」を有している。そして、この名が「ペルソナ」である¹²⁾。

人間的行為とは、人間がその主であるところの行為であり、「人間は、理性と意志によって自らのほたらきの主である」¹³⁾。人間は、かかる主として自らのほたらきに関する主権を有している。このことは、「他のもののように単に動かされるだけではなく、自体的な仕方ではたら

く」ということを意味しており、自体的にはたらく限りにおいて、理性的実体である人間は、「個別的」で「個的」な存在として位置づけられる。行為は、厳密には、このような「単一者」のうちに存している。したがって、諸々の実体の中で、このように「個別的」で「個的」な単一者には、何か特別の名が帰せられなければならない。そして、この特別の名こそ、「ペルソナ」なのである。

人間が自らののはたらきの主であるということが、人間の個別性と超越性の前提であり、ここから、人間はペルソナとしての人格的存在であることが導き出される。ペルソナとは、諸実体の中で、理性的本性を有する者だけに許された「名」である。もっとも、この個所では、「三位一体」に関する神学的な用語として、ペルソナの意味が論じられている。しかし、人間が自らののはたらきの主として「自体的にはたらく」限り、人間もまた、ペルソナとしての「単一者」として位置づけられる。そして、このことが、人間存在に関する根本的な規定であると考えられる。

V. 部分としてのペルソナ

では、共同体において、ペルソナとしての個別性はいかなる仕方で位置づけられるのであろうか。トマスは、「特殊的正義は、部分が全体に対するように、共同体へと関連づけられるところの、ある私的なペルソナへと秩序づけられる」⁽⁴⁾というように、人格としてのペルソナと共同体の関係を、「部分と全体」の関係として捉えている。人間は、自らののはたらきの主であり、「理性的本性を持った単一者」であると言っても、共同体という観点からは、全体である共同体へと関連づけられる「部分」に他ならない。さらに、トマスは、「交換的正義」に関する説明の中で、次のように言っている。

部分はすべて、全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられている。そしてそれゆえ、部分はすべて、自然本性的な仕方で、全体のために存している。(中略)しかるに、いかなる個別的なペルソナも共同体全体に対して、部分が全体に対するように関連づけられている⁽⁵⁾。

部分の全体への秩序は、「不完全なものが完全なものに対する」関係であるが、この場合の「完全性」とは、あくまで「善」に即して捉えられると言えよう。そして、個的ペルソナの善と「全体の善」である「共同善」との関係は、「不完全なものが完全なものに対する」関係であると解される。しかるに、「部分はすべて、自然本性的な仕方で、全体のために存している」。すなわち、部分は部分である限り、全体へと自然本性的な仕方で秩序づけられており、その結果、「全体のために存する」のである。したがって、如何なる個別的なペルソナも、部分である限り、自然本性的な仕方で全体である共同体へと秩序づけられており、共同体のために存することになる。

では、「共同善」と「ペルソナ」とは、そもそもどのような関係にあるのであろうか。トマスは、同じく「正義」に関する個所で、「全体の善が、そのいかなる部分にとっての目的であ

るように、共同善は、共同体のうちに存在している個別的な個々のペルソナの目的である」と言っている⁹⁶⁾。

部分が全体へと秩序づけられるのは、全体の善がそれぞれの部分にとっての目的だからである。そして、共同体に存しているそれぞれのペルソナにとって、共同善は目的に他ならない。ここでは、共同体のうちに存在している限りでのペルソナについて、語られているように思われる。ペルソナの超越性とは、自己の行為に関する、あるいは究極目的への運動に関する超越性である。したがって、ペルソナそれ自体においては、「人間的な生に関する究極目的とは、幸福、ないし至福である」から⁹⁷⁾、かかる至福が目的となるであろう。その一方、共同体に実在しているという観点からペルソナを観るならば、共同善こそ、ペルソナの目的として位置づけられる。この限りにおいて、共同善はペルソナの善よりも超越的なのである。

個々の人間は「自由の主体」であり、ペルソナとしての「人格的存在」であるということが、トマスの倫理思想の大前提である。しかるにトマスは、人間を「共同体の部分」と位置づけているが、この場合の「部分」とは、単に全体を構成する「従属的な部分」ではなく、あくまで個としての超越性を前提にした上での「超越的な部分」でなければならない。ペルソナは、このような超越的な部分として、共同善へと秩序づけられているのである。

Ⅵ. ペルソナにおける共通性

このように、人格としてのペルソナと共同体との関係は、部分と全体の有機的な関係として解される。ところで、ペルソナを「部分」として位置づけるためには、そこに部分としての何らかの共通性が認められなければならない。一方、ペルソナとはあくまで個別的な名である。では、ペルソナが部分として共通するということは、どのようにして可能になるのであろうか。トマスは、『神学大全』第一部第三〇問題第四項で、「このペルソナという名は、三つのペルソナに共通であるか」を論じており、その主文で次のように言っている。

我々が「三つのペルソナ」という場合、かかる言い方そのものがこのペルソナという名が三者に共通であることを示している。それはちょうど、「三人の人間」という場合、人間であるということが三者に共通していることを示しているようにである。(中略) それゆえ、人間のことがらにおいても、このペルソナという名は、「概念の共通性 (communitas rationis)」によって共通ではあるが、「類」や「種」としてではなく、「不分明な個 (individuum vagum)」としてであると言わなければならない。(中略) しかるに、「或る人間」という場合のような不分明な個は、個体に適合する確定された「存在の様式」とともに共通した本性を表示するのであって、すなわち、「他の者から区別されて自体的に自存している」という存在の様式である⁹⁸⁾。

ペルソナが共通するということは、「事物の共通性」ではなく、「概念の共通性」に基づいている。しかるに、ペルソナとは、自らのはたらきの主権を有し、自体的にはたらくところの、「理性的本性を持った単一者」に特別な仕方ではたせられる「名」である。したがって、人間の

場合、ペルソナという名が複数の人間に共通するということは、動物であるという類や、人間であるという種における共通性ではなくて、何かペルソナとしての個的な様態における共通性に基かなければならない。それは、「或る人間」のような「不分明な個」としてであり、このことによって、単なる人間としての共通性ではなく、「他の者から区別されて自体的に自存している」という存在の様式を伴って本性の共通性が示されることになる。実際、何らかの不確定性のもとに個別的なものが表示されることから、「不分明な個」と言われるのである⁹⁹。

ペルソナという名が「個的な単一性」のもとに成立している以上、ペルソナが「共通性としての“communitas”」のもとに捉えられるためには、単なる概念の共通性ではなく、そこに個的な区別を前提にしたところの共通性でなければならない。そして、このことは、「或る人間」のような、「不分明な個」として捉えることから可能になる。「他のものから区別される個的な存在」であるペルソナは、「不分明な個」として共通しているのである。

結び ペルソナと共同体

人間はすべて、自らのほたらきの主として、理性的本性を持った単一者として、ペルソナである。従って、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、全体に対する部分として、その共同体に関係づけられる」と言っても、その場合、ペルソナとしての個別性が共同体の普遍性に埋没され解消されるわけではない。人間の共同体である限り、そこに各ペルソナとしての個別性が保持されていなければならない。その一方、「共同体」である限りは、その成員である各ペルソナの間には「部分としての共通性」が認められることになる。それは、「不分明な個」としての共通性である。

ところで、「実体」に即して捉えようとする場合、実在しているのは「ペルソナとしての個」であって、「共同体」ではない。例えば、「家庭」という最も基本となる共同体においても、存在するのは個々の人間や建物としての家であって、家庭そのものは実在しているわけではない。もちろん、共同体として捉えられる限り、他の共同体から区別された何らかの存在性を有している。しかし、その「存在の様式」は、「他の者から区別されて自体的に自存しているという存在の様式」ではないであろう。

では、共同体の「存在」はどのように解されるべきなのであろうか。「部分はすべて、全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられている」が、このことは、本来、「部分の善の全体の善への秩序づけ」、すなわち「共同善への秩序づけ」を意味している。したがって、共同体が何らかの実在性を有するとするならば、かかる実在性は「共同善」に即して捉えられなければならないであろう。それは、「共同善は、共同体のうちに存在している個別的な個々のペルソナの目的である」という場合の、まさに「目的としての実在性」であると言えよう。

「全体としての共同体」が「多種多様な秩序づけの総体」を意味すると考えられるが、この場合の「秩序づけ」とは、「目的に関する秩序づけ」として理解される。共同体の実在性は、個であるペルソナと同じ次元のものではない。ペルソナが、「不分明な個」としてそこに共通するところの「共同体」は、ペルソナがそれへと目的として秩序づけられる限りにおいて、何

らかの「実在性」に到達している。しかも、共同善がペルソナに対して超越的である以上、共同善への秩序づけが非常に強力な実在性をもたらすと言わなければならない。個と共同体が対立的に捉えられるのは、かかる実在性に即してであろう。

しかるに、人間は、自らのほたらきの主権を有する理性的実体として、ペルソナと呼ばれる。ペルソナとしての個別性とは、「究極目的への運動」における個別性に他ならない。これに対して、全体である共同体の場合、その普遍性は、「共同善への運動」に即して捉えられる。すなわち、共同体は、かかる運動に即して、ペルソナとは別の次元で、ある種の実在性に達しており、その実在性は、ペルソナの側からは、何らかの「普遍性」として捉えられる。

それゆえ、かかる二つの運動が一致する点においてこそ、「部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられ得る」²⁸ことになると考えられる。そして、ここにおいてまた、「他の者から区別されて自体的に自存しているという存在の様式」を保ちながら、各々のペルソナは部分として共通するわけである。

略号

- S.T. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, ed. Paulinae, Torino: Editiones Paulinae, 1988.
- In Polit. *In libros Politicorum Aristotelis Expositio*, ed. Spiazzi, R. M., Torino-Roma: Marietti, 1951.
- In Periherm. Thomas Aquinas, *In Aristotelis Libros Perihermeneias*, ed. Spiazzi, R.M., Trino-Roma: Marietti, 1955.
- Polit. Aristotle, *The Politics, with an Introduction, two prefatory Essays and Notes Critical and Explanatory* (by Newman, W. L.), Clarendon, 1887 (repr. Philosophy of Plato and Aristotle, New York: Arno Press, 1973).
- 佐々木2005a 佐々木亘『トマス・アキナスの人間論－個としての人間の超越性－』, 知泉書館.
- 佐々木2005b 佐々木亘「トマス・アキナスにおける正義の動的構造－公共性への展望をめぐって－」, 『経済社会学会年報』第27号, pp.117－126.

註

- (1) S.T. I-II, q.90, a.2, c. Rursus, cum omnis pars ordinetur ad totum sicut imperfectum ad perfectum; unus autem homo est pars communitatis perfectae: necesse est quod lex proprie respiciat ordinem ad felicitatem communem. なお、筆者は、「自由の普遍性と正義の超越性－トマス・アキナスにおける人間論の展望－」という研究課題で科研費（基盤研究C）の交付を受け、現在、「トマス・アキナスの共同体論」という論文にまとめるべく努力している。この論文は五つの部分からの構成を予定しており、本稿はその第一部第二章と第三章の議論に対応している。

- (2) Aristotle, *Polit.*, I, c.2, 1252b27–28. ἡ δ' ἐκ πλεονων κωμῶν κοινωνία τέλεσις πόλις ἦ δὴ.
- (3) *In I Polit.*, l.1,n.31. Primo ostendit ex quibus civitas. Quia sicut vicus constituitur ex pluribus domibus, ita civitas ex pluribus vicis. Secundo dicit, quod civitas est communitas perfecta: quod rx hoc probat, quia cum omnis communicatio omnium hominum ordinetur ad aliquid necessarium vitae, illa erit perfecta communitas, quae ordinatur ad hoc homo habeat sufficienter quicquid est necessarium ad vitam: talis autem communitas est civitas..... Tertio ostendit ad quid civitas ordinata sit: est enim primitus facta gratia vivendi, ut scilicet homines sufficienter invenirent unde vivere possent: sed ex eius esse provenit, quod homines non solum vivant, sed quod bene vivant, inquantum per leges civitatis ordinatur vita hominum ad virtutes.
- (4) *In I Polit.*, l.1,n.11. Est enim communitas quoddam totum: in omnibus autem totis, talis ordo invenitur quod illud totum quod in se includit aliud totum sit principalius:..... et similiter communitas quae includit alias communitates est principalior. Manifestum est autem quod civitas includit omnes alias communitates. Nam et domus et vici sub civitate comprehenduntur; et sic opsa communitas politica est communitas principalissima. Est ergo coniectatrix principalissimi boni inter omnia bona humana: intendit enim bonum commune quod est melius et divinius quam bonum unius, ut dicitur in principio *Ethic*.
- (5) *S.T.* I-II, q.90, a.2, c. In quolibet autem genere id quod maxime dicitur, est principium aliorum, et alia dicuntur secundum ordinem ad ipsum: sicut ignis, qui est maxime calidus, est causa caliditatis in corporibus mixtis, quae intantum dicuntur calida, inquantum participant de igne. Unde oportet quod, cum lex maxime dicatur secundum ordinem ad bonum commune, quodcumque aliud praeceptum de particulari opere non habeat rationem legis nisi secundum ordinem ad bonum commune. Et ideo omnis lex ad bonum commune ordinatur.
- (6) *S.T.* I-II, q.90, a.3, ad 3. sicut homo est pars domus, ita domus est pars civitatis: civitas autem est communitas perfecta, ut dicitur in I Polit.. Et ideo sicut bonum unius hominis non est ultimus finis, sed ordinatur ad commune bonum; ita etiam et bonum unius domus ordinatur ad bonum unius civitatis, quae est communitas perfecta. Unde ille qui gubernat aliquam familiam, potest quidem facere aliqua praecepta vel statuta; non tamen quae proprie habeant rationem legis.
- (7) *S.T.* II-II, q.58, a.5, c. Manifestum est autem quod omnes qui sub communitate aliqua continentur comparantur ad communitatem sicut partes ad totum. 佐々木2005b, pp. 118–119参照。
- (8) *S.T.* II-II, q.58, a.5, c. Secundum hoc igitur bonum cuiuslibet virtutis, sive ordinantis aliquam hominem ad seipsum sive ordinantis ipsum ad aliquas alias personas singulares, est refebibile ad bonum commune, ad quod ordinat iustitia. 佐々木2005b, pp. 118–119参照。

- (9) *S.T.* I-II, q.1, a.5, c. Unde oportet quod, sicut omnium hominum est naturaliter unus finis ultimus, ita huius hominis voluntas in uno ultimo fine statuatur.
- (10) *S.T.* I-II, q.90, a.1, c. lex quaedam regula est et mensura actuum, secundum quam inducitur aliquis ad agendum, vel ab agendo retrahitur: dicitur enim lex a ligando, quia obligat ad agendum. Regula autem, mensura humanorum actuum est ratio, quae est primum principium actuum humanorum.....Unde relinquitur quod lex sit aliquid pertinens ad rationem. 佐々木2005a, p. 141参照。
- (11) 佐々木2005a, pp. 140 – 150参照。
- (12) *S.T.* I, q.29, a.1, c. Sed adhuc quodam specialiori et perfectiori modo invenitur particulare et individuum in substantiis rationalibus, quae habent dominium sui actus, et non solum aguntur, sicut alia, sed per se agunt: actiones autem in singularibus sunt. Et ideo etiam inter ceteras substantias quoddam speciale nomen habent singularia rationalis naturae. Et hoc nomen est persona.
- (13) *S.T.* I-II, q.1, a.1, c. Unde illae solae actiones vocantur proprie humanae, quarum homo est dominus. Est autem homo dominus suorum actuum per rationem et voluntatem: unde et liberum arbitrium esse dicitur facultas voluntatis et rationis. 佐々木 2005a, pp. 9 – 10, 98参照。
- (14) *S.T.* II-II, q.61, a.1, c. iustitia particularis ordinatur ad aliquam privatam personam, quae comparatur ad communitatem sicut pars ad totum.
- (15) *S.T.* II-II, q.64, a.2, c. Omnis autem pars ordinatur ad totum ut imperfectum ad perfectum. Et ideo omnis pars naturaliter est propter totum..... Quaelibet autem persona singularis comparatur ad totam communitatem sicut pars ad totum.
- (16) *S.T.* II-II, q.58, a.9, ad 3. bonum commune est finis singularum personarum in communitate existentium, sicut binum totius finis est cuiuslibet partium.
- (17) *S.T.* I-II, q.90, a.2, c. Est autem ultimus finis humanae vitae felicitas vel beatitudo, ut supra habitum est (q.2, a.8; q.3, a.1; q.69, a.1).
- (18) *S.T.* I, q.30, a.4, c. ipse modus loquendi ostendit hoc nomen persona tribus esse commune, cum dicimus tres personas: sicut cum dicimus tres homines, ostendimus hominem esse commune tribus..... Et ideo dicendum est quod etiam in rebus humanis hoc nomen persona est commune communitate rationis, non sicut genus vel species, sed sicut individuum vagum..... Sed individuum vagum, ut aliquis homo, significat naturam communem cum determinato modo existendi qui competit singularibus, ut scilicet sit per se subsistens distinctum ab aliis.
- (19) *In Periherm.*, I, lect.10, n.130. sed quia non determinate significat formam alicuius singularis, sub quadam indeterminatione singulare designet; unde et dicitur individuum vagum.
- (20) *S.T.* II-II, q.58, a.5, c. Pars autem id quod est totius est: unde et quolibet bonum partis est ordinabile in bonum totius. 佐々木2005b, pp. 118 – 119参照。

本論文は、平成18年度科学研究費補助金（基盤研究C）による、研究成果の一部である。